

タブレット・ソリューション関連製品貸借契約約款

- 本約款は、申込者と日本メドトロニック株式会社(以下「メドトロニック」といいます。))との間における、申込者がメドトロニックに提出したタブレット・ソリューション関連製品貸借申込書(以下「本申込書」といいます。))に記載された貸与品(以下「貸与品」といいます。))の貸借に係る契約(以下「本契約」といいます。))を構成するものです。本契約は、申込者の本書による申込みをメドトロニックが承諾することをもって有効に成立します。なお、かかる申込みが行われた時点で、申込者が本約款に同意したものとみなします。
- 次のいずれかに該当する場合など、メドトロニックは、申込者からの申込みを承諾しない場合があります。
 - ・ 申込者が虚偽の事項で申込みを行った場合
 - ・ 申込者がメドトロニックに対して過去に重大な契約違反又は債務不履行を行った事実がある場合
 - ・ 申込者に対して貸与品を提供することが不相当であると判断される相当の理由がある場合
 - ・ 申込者に対して貸与品を提供することがメドトロニックの業務上又は技術上著しく困難であると判断される場合
 - ・ 前各号の他、メドトロニックの都合により、申込者からの申込を承諾できない場合
- 本約款は、申込者に事前に通知し、又はその承諾を得ることなく、適宜変更されます。この場合、申込者及びメドトロニックは、変更後の本約款の内容に従うものとします。本約款の最新の内容はメドトロニックが管理するウェブサイト等でご覧いただけます。メドトロニックは、本約款の変更を行った場合、申込者へのメール配信その他の方法により、その内容を通知します。メドトロニックは、かかる変更により申込者又は第三者に不利益が生じた場合であってもその責任を負わないものとします。
<https://www.medtronic.com/jp-ja/healthcare-professionals/products/cardiac-rhythm/managing-patients.html>
- 申込者は、責任者及び貸与品管理担当者をして、申込者の役員、従業員その他構成員及び本サービスを利用する第三者等に対して、本約款の定めを周知徹底するものとします。

第1条 (貸借)

1. 本約款の定めるところにより、メドトロニックは、ペースメーカー等、メドトロニックの CRHF 事業部(名称変更があった場合は変更後のもの。以下同じ。))が取り扱う植込み型医療機器(以下「植込み型製品」という。))の設定・管理・データ転送等を行うための貸与品を申込者に対して貸貸し、申込者は、これを賃借する。
＜貸与品の構成内容＞
 - ①植込み型医療機器とタブレット端末との通信に必要なものとして日本メドトロニック株式会社が指定する製品
 - ②タブレット端末及び外部ディスプレイ接続アダプタ
 - ③専用プリンター及びインクカートリッジ、用紙その他の消耗品
2. メドトロニックは、前項により申込者に貸貸する貸与品を任意に選択・指定することができ、かつ、契約期間中何時でも、貸与品を任意に変更することができる。メドトロニックは、かかる変更により申込者又は第三者に不利益が生じた場合でもその責を負わない。
3. メドトロニックは、何時でも、第1項により申込者に貸貸する貸与品の仕様・機能に対し、当該貸与品及び植込み型製品を適正かつ安全に使用するためにメドトロニックが合理的に必要と判断する制限を付すことができる。メドトロニックは、かかる制限により申込者又は第三者に不利益が生じた場合でもその責を負わない。
4. メドトロニックは、申込者・メドトロニック間で本申込書に記載の貸与開始日を踏まえて別途協議して決定した期日までに貸与品を申込者に引き渡すものとする。
5. 申込者及びメドトロニックは、双方の合意により貸与品を追加することができる。この場合、申込者は、第2条に従い追加の貸賃料を支払うものとする。

第2条 (貸賃料の支払い)

貸与品一式の貸賃料は年間 45,000 円(税別)とし、年額一括

前払いとする。メドトロニックは、本契約の締結後又は更新後に遅滞なく、自ら又は請求・回収業務を委託した第三者(以下「請求・回収業務委託先」)を通じて、申込者に対して貸与品の貸賃料の請求を行う。申込者は、当該請求に従い、当該貸賃料をメドトロニック又は請求・回収業務委託先指定の銀行口座に振り込み支払うものとする。

第3条 (メンテナンス等)

貸与品について、メンテナンス、修繕、ハードウェア若しくはソフトウェアの更新・アップグレード、第1条第2項に基づく変更又は第1条第3条に基づく仕様・機能制限が必要とメドトロニックが判断した場合には、申込者の責に帰すべき事由により当該メンテナンス等が必要となった場合を除き、メドトロニックの費用負担でこれを行う。メドトロニックは、当該メンテナンス等の作業の間、貸与品の使用が制限されることについて一切の責を負わない。

第4条 (申込者の義務)

1. 申込者は、貸与品につき常時十分な機能を果たしうる状態に維持管理し、医療機器として認められた所定の目的・用法に従って適切に使用するものとする。
2. 申込者の責に帰すべき事由により、貸与品が損傷を受けたとき、紛失したとき又は盗難に遭ったときは、その修繕・修復又は再調達に係る費用は、申込者の負担とする。
3. 申込者は、患者情報の漏洩・流出が生じないように貸与品及び設定されたパスワード情報を適切に管理する。万一、漏洩・流出が生じた場合、申込者は、自己の責任においてこれを解決するものとする。
4. 申込者は、貸与品の盗難、滅失、毀損等の事項が発生したときは、遅滞なくメドトロニックに通知するものとする。
5. 申込者は、メドトロニックが、医療機器の品質、適正使用及び安全使用の確保その他医療機器製造販売業者として必要な業務上の事由により、メドトロニックが必要と思料する時期に、申込者の施設その他貸与品の使用・保管場所において貸与品に係る棚卸作業(メドトロニック所定の手順書に従って行われるものとし、植込み型製品及び貸与品との併用によりメドトロニックの CRHF 事業部が取り扱う植込み型製品の設定・管理・データ転送等を行うための専用モバイルアプリケーション(患者向けアプリケーションはこれに含まない。以下「専用モバイルアプリケーション」という。))を使用するタブレット端末及びその関連製品の所在、使用状況等の確認を含む。)を行うことを認め、これに最大限協力するものとする。

第5条 (禁止事項)

1. 申込者は、貸与品をメドトロニックの CRHF 事業部が取り扱う植込み型製品の設定・管理・データ転送以外の目的で使用してはならず、第三者に転貸、使用許諾、担保権の設定その他処分をしてはならない。
2. 申込者は、貸与品に貼付された所有者がメドトロニックである旨の表示を剥し、隠し、又は修正を加えてはならない。
3. 申込者は、専用モバイルアプリケーションを、メドトロニックが本契約に基づき申込者に貸与するタブレット端末においてのみインストールするものとする。これら以外のハードウェア(申込者又は申込者の役員・職員が所有し、又は第三者から借り受けた PC・タブレット・スマートフォン等を含む。)で使用し、又は使用させてはならない。
4. 申込者は、貸与品のプリンター及び当該消耗品を本約款第4条第5項で定義する専用アプリケーション上のデータを出力する以外の目的で使用してはならない。

第6条 (免責)

1. メドトロニックは、専用アプリケーション外への植込み型製品のデータ転送等、本約款及び医療機器として認められた貸与品の本来の使用目的・用法に反した使用に関し、一切の保証を行わず、かかる使用に起因又は関連して発生した如何なる結果についても一切の責を負わない。
2. メドトロニックは、貸与品のインターネット接続について何らの保証を行うものではなく、申込者から通報を受けた貸与品のインターネット接続不具合について必要に応じてメドトロニックが契約するインターネットサービスプロバイダーに連絡すること以外には、一切の責を負わない。
3. 前二項の他、メドトロニックは、メドトロニックの故意または重大な

過失があった場合を除き、貸与品の賃貸に関連して申込者に生じた損害(データ類の滅失等を含む)及び申込者と第三者との間で生じた紛争について、何らの責も負わない。

4. メドトロニックが申込者の損害を賠償する場合のメドトロニックの責任限度額は、貸与品の賃貸料 1 年分を上限とし、メドトロニックは、かかる責任限度額の範囲内でのみ申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限り賠償する。

第7条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本申込書に記載の貸与開始日より 1 年間とする。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までに申込者、メドトロニックのいずれからも書面にて更新拒絶の申出がない限り自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条 (返却)

本契約が終了した場合、申込者は、貸与品から患者情報等の個人情報削除したうえでメドトロニックにこれを返却するものとする。

第9条 (個人情報の取扱い)

メドトロニックは、申込者の責任者、貸与品管理担当者その他の本契約に関連して取得する申込者の従業員等の個人情報を、次の目的で利用することができる。そのほか、かかる個人情報の取扱いはメドトロニックのプライバシー・ポリシー(<http://www.medtronic.com/jp-ja/privacy-statement.html>)に従う。

- ① 貸与品の賃貸、貸与品の賃貸料の請求、本契約に係る連絡・問い合わせ対応その他本契約の履行及び本契約の履行確保に必要な行為
- ② 貸与品及び専用アプリケーションに係るアンケート調査、市場調査等
- ③ その他これらの事業に附帯する業務

第10条 (変更の届出)

申込者は、本申込書記載の事項に変更が生じた場合は、速やかにメドトロニックに届け出るものとする。申込者がかかる変更の届出を怠ったことに起因して申込者に生じた一切の不利益について、メドトロニックはその責を負わない。

第11条 (中途解約)

申込者及びメドトロニックは、1 か月前に申込者に通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができる。申込者が本契約を解約した場合、申込者が支払い済みの賃貸料は返金されない。メドトロニックが前項に基づき本契約を解約した場合、解約日の翌日から起算して契約の本来の有効期間満了日までの日数を 365 日で除した割合を申込者が支払い済みの当該有効期間 1 年分の賃貸料に乗じて算出する金額をメドトロニックは申込者に返金する。

第12条 (協議)

本約款に定めのない事項が生じた場合、又は本約款の各条項につき疑義を生じた場合は、申込者及びメドトロニック間で誠実に協議のうえ解決するものとする。

以上